

2008年3月17日
日本銀行

2008年度の考査の実施方針等について

1. 2007年度を振り返って

(1) 2007年度考査の実施状況

2007年度は、国内銀行39先、信用金庫66先、外国銀行・証券会社等14先の合計119先に対し、考査を実施した。

考査実施先数の推移

(単位：先)

	2005年度	2006年度	2007年度
国内銀行	42	43	39
信用金庫	73	73	66
外国銀行・証券会社等	45	15	14
合計	160	131	119

(2) 考査・モニタリングを通じて把握されたリスク管理面の状況等

わが国の金融システムは、全体として安定した状態を維持している。この間、金融機関のリスク管理や経営管理面をみると、経済・金融環境の変化や、リスク特性の複雑な業務の拡大等を踏まえ、管理体制の整備や管理手法の高度化への取り組みが進められている。もっとも、依然としてリスク管理の基本的な枠組みの整備が遅れている先が少なくないほか、リスクの的確な認識や、統合リスク管理など経営全般を支える管理体制の充実等には、引き続き多くの課題が残されている。

リスク管理面の状況を、考査の実施方針における基本的視点¹に沿ってまと

¹ 2007年度の考査の実施方針における基本的視点は、経済・金融環境変化に応じたリス

めると、以下のとおりである。

（経済・金融環境変化に応じたリスク管理面の対応）

市場リスク管理面をみると、地域金融機関を中心に、リスク量計測、経営陣への報告体制、リスク量や損失の限度額の設定など、市場環境の変化に機動的に対応していくための基本的な枠組みの整備に、依然として課題を残している先が少なくなかった。

また、ALM（Asset Liability Management）については、大手銀行や先進的な地域金融機関では、金利や市場価格等の変動可能性などを想定した収益分析やリスク分析が行われ、資産・負債全体の運営に反映させるなど定着してきている。一方、その他の地域金融機関では、データ整備の遅れもあって、収益シミュレーション等が行われていない先が多く、ALM体制の整備が引き続き課題となっている。

信用リスク管理面では、全体として不良債権が着実に減少し、不良債権比率、信用コスト率がともにピーク時対比大きく低下している。もっとも、地域金融機関では、経営改善への働きかけの遅れや不十分な審査・管理から損失拡大を余儀なくされる事例が目についでおり、不良債権比率は大手銀行対比高めの水準で下げ止まっている。

不動産関連の与信についてみると、都市圏での不動産関連への与信が増加しており、与信集中リスクの管理が課題となっているが、ストレステストによる経営への影響の把握などが不十分であり、与信限度枠の運用も不適切な事例が少なくなかった。このほか、大手銀行では、不動産ノンリコース・ローンにおけるキャッシュフロー分析など、基本的な審査体制の枠組みは整備されていた

ク管理面の対応、 金融資産・取引のリスク特性複雑化に応じたリスク管理面の対応、業務リスク管理にかかる枠組みの検証、 統合リスク管理の整備・活用、 能動的な与信ポートフォリオ管理、 円滑な決済の確保と業務継続、の6点。

が、個別の運用面では裏付不動産やストラクチャーの評価が不十分な事例がみられた。地域金融機関では、キャッシュフロー分析や不動産収入管理など基本的な与信管理が不十分な事例が多くみられた。また、プール管理を前提とした中小企業向け無担保ビジネスローンや住宅ローンについては、債務者属性等に応じたポートフォリオ分析やスコアリングモデルの妥当性検証等が十分に行われていない先が多かった。

（金融資産・取引のリスク特性複雑化に応じたリスク管理面の対応）

リスク特性が複雑な商品等への投資に関するリスク管理の状況をみると、証券化商品については、昨年来のクレジット市場での価格下落に伴い損失を計上する先がみられたが、ストラクチャーの評価、原資産ポートフォリオの分析・モニタリング、価格変動リスクや市場流動性リスクの管理が不十分な先が多かった。各種ファンドや仕組商品についても、投資実行時のリスク分析、投資後のモニタリングといった面で、地域金融機関を中心に課題がみられた。

また、証券化商品やシンジケート・ローンの組成を行っている大手金融機関では、リスク認識が不十分であり、組成から販売までの間の裏付資産や対象ローンの価格変動リスク及び市場流動性リスクの管理等に、大きな課題が残されている。

（業務リスク管理にかかる枠組みの検証）

業務内容の多様化や雇用形態の変化、外部への業務委託拡大など、業務環境が大きく変化する中、大手銀行を中心に、C S A（Control Self Assessment）の活用など潜在的リスクの洗い出し機能の強化に努めているが、実効性向上が課題となっている。また、リスクの的確な把握、牽制体制の確保、規程類の整備とその遵守の徹底、内部監査の強化など、業務リスク管理の基本的事項にお

いて、改善の余地が大きい地域金融機関が少なくなかった。

コンピュータ・システムのリスク管理体制をみると、大手銀行や先進的な地域金融機関では、管理体制は概ね整備されていた。一方、それ以外の地域金融機関においては、リスクの洗い出しや評価の体制が十分に確立しておらず、情報セキュリティ管理面でも改善の余地が大きい。また、開発・運用に係る外部委託先の管理についても、開発案件の進捗管理やシステムの運用体制、バックアップ体制、情報セキュリティ管理等の把握・検証が不十分であるなど、問題がある先が少なからずみられた。

（統合リスク管理の整備・活用）

大手銀行や先進的な地域金融機関では、統合リスク管理に対する経営陣の理解の着実な深まりを背景に、自己資本の十分性の検証の枠組みは概ね整備されており、その実効性の一層の向上に向け、リスク量の計測範囲や計測手法、ストレステストの実施方法などについて議論の進展がみられた。また、効率的な業務運営への活用の面では、リスク調整後収益指標の限界を踏まえつつ、各金融機関の実情に応じた工夫がなされていた。

一方、地域金融機関では、統合リスク管理の意義に関する経営陣の理解が不十分な先が少なくなく、資本の十分性検証の枠組み作りが進展していなかったり、枠組みはあっても検証が十分に行われていない先が多くみられた。

（能動的な与信ポートフォリオ管理）

顧客との長期的な関係を重視し、与信や株式を長期的に保有し続けるビジネスモデルの下で、能動的な与信ポートフォリオ管理（CPM）は引き続き試行段階に止まっている。

もっとも、大手銀行では、貸出債権の価値に関する組織内の共通認識の形成

を目指したり、貸出の実行段階からクレジット市場の情報を活用することを前提として与信プロセスの見直しを検討するなど、CPMの本格的な実践に向けた取組みが進められている。また、証券化商品の購入やクレジット・デフォルト・スワップのプロテクションの売却による与信ポートフォリオ再構築の動きもみられるなど、リスクヘッジのみならずリターンの向上を企図する取組みもみられ始めている。

（円滑な決済の確保と業務継続）

流動性管理については、日常の資金繰り面では大きな問題はみられなかった。もっとも、流動性危機時を想定した緊急時対応については、体制整備や訓練などによる実効性の検証が不十分な事例が少なからずみられた。

業務継続体制については、大手銀行では「首都直下地震対策大綱」等を踏まえた業務継続計画の整備が着実に進展している。ただし、緊急時の要員確保などに改善の余地があるほか、新型疫病対策については整備が進んでいなかった。一方、地域金融機関では、業務継続体制整備についての認識が十分でない先がみられるなど、体制整備に向けた課題が多い。

2 . 2008 年度の考査の実施方針

(1) 基本的な考え方

考査では、個々の金融機関のリスク特性とリスク管理体制を点検し、必要に応じてその改善・充実を促し、それを通じて金融システムの安定性確保や頑健性の向上に貢献していく。今後の考査運営にあたっては、以下の点を考慮する。

金融システムを巡る規制環境をみると、バーゼル の実施や金融商品取引法の施行等、金融機関の自己責任や市場規律を重視する流れが拡大している。

わが国の金融システムは、全体として安定した状態を維持しており、各種リスクに対する頑健性も総じて高い水準にある。

こうした中、金融機関経営においては、業態を問わず、収益性の向上が重要な課題である。大手銀行等では、多様な金融仲介チャネルへの関与を強め、海外での業務展開も活発化させるなど、新たな収益機会、収益基盤の拡大を目指している。今般の米国サブプライム住宅ローン問題の教訓も踏まえ、新たな業務展開に相応しいリスク管理体制の構築が求められる。地域金融機関では、経営の安定度を増している先が多いが、経営基盤の相違もあって、収益力や経営体力の面で格差が拡大している。地域特性など経営環境を踏まえた経営戦略の推進と、それを支えるリスク管理体制の整備が求められる。

以上を踏まえ、今後の考査運営にあたっては、個々の金融機関の金融システムや決済システムへの影響度を勘案するとともに、オフサイトモニタリングとの連携を強化しつつ、リスクの状況やその変化に応じて機動的・効果的な考査の実施に努める。また、考査における議論では、当該金融機関の経営環境等を踏まえ、経営陣の収益性向上に対する認識や、それを支える経営戦略、リスク管理に関する考え方を確認するとともに、リスク特性や管理の状況に応じて検証や助言を行っていく。

2008 年度においては、こうした考え方の下、以下のような考査の視点を設定するとともに、考査運営のあり方を見直すこととする。

(2) 考査の視点

経済・金融環境の変化に応じたリスク管理面の対応

金融システムは全体として安定した状況にあるが、昨年来の国内外経済の不透明感の増大や国際金融資本市場の不安定化など、金融機関経営を取り巻く環境には変化がみられる。考査では、金融機関がこうした経済・金融環境の変化に対し、適切な対応を行い得る体制を整備しているか検証する。

(信用リスク面での対応)

地域金融機関を中心に、地域経済の実態等を踏まえ、与信審査・中間管理や企業再生支援、オフバランス化等、与信管理の基本的枠組みがしっかりと構築され、適切に機能しているかを改めて点検する。また、与信ポートフォリオ全体を捉えて、特定先への与信集中や業種集中が回避されるような管理体制を整備しているか確認する。

(市場リスク面での対応)

金利や市場価格のボラティリティが上昇している下で、リスク量の把握が適切に行われているか、リスク量や損失に関する限度額管理制度等が整備され、適切に運用されているか検証する。また、有価証券運用やリスク管理について、経営陣がコントロールする体制が整備されているかについても確認する。このほか、株式については、その保有目的と統合的なリスク管理体制が整備されているか調査するほか、リスクも勘案した政策投資株式の採算性について議論を深める。

新たな業務展開に伴うリスクへの対応

(リスク特性が複雑な商品への投資)

近年、投資利回りの向上や投資対象の分散などの観点から、証券化商品等の市場性クレジット商品、デリバティブを用いた仕組債など、いわゆるオルタナティブ投資が広がっている。考査では、こうした商品のリスク特性が複雑なことを踏まえ、購入時のリスク評価を含めた意思決定プロセスの適切性や投資後のモニタリング、相場変動時や市場流動性低下時の対応体制を中心に検証する。

(新規業務への参入)

収益性の向上や収益源の多様化を図るため、大手銀行を中心に投資銀行業務等の新たな業務に取り組んでいる先が多い。こうした業務については、従来の商業銀行業務とは異なるリスクを内包していることを踏まえ、考査では、事前のリスク分析の実施状況やモニタリング体制の整備状況について検証する。例えば、証券化商品やシンジケート・ローンの組成にあたって、在庫リスク（価格変動リスク、市場流動性リスク）を適切に評価し、管理しているか、M & Aファイナンスや不動産ファイナンスにおいて、ストレステースも含めた将来キャッシュフローの分析、スキームの妥当性評価などを適切に行っているか、また、流動性補完や信用補完を行う場合のリスクを適切に管理しているかを確認する。

(金融グローバル化を支えるリスク管理)

大手銀行を中心に、海外拠点や取扱業務を拡大しているが、海外では先端的な業務を手掛けることが多いことを踏まえ、考査では、業務展開の状況に応じて海外拠点におけるリスクの管理体制が整備され、適切に運用されているか検証する。また、本部によるグローバルなリスクの把握やコントロールの状況、

金融グループ内のリスク管理体制にも着目して調査を行う。

また、外国銀行・証券会社については、本部からのコントロールや他の海外拠点との連携体制を含めて、日本での事業展開に見合ったリスク管理体制が適切に構築されているかを中心に検証する。

経営全般を支えるリスク管理体制の整備と活用

金融機関経営においては、収益性の向上に向けて、新たなビジネスモデル、経営戦略の構築が重要な課題となっている。考査では、こうした課題に関する経営の考え方を確認するとともに、その推進を経営全般の観点から支える各種管理手法の活用状況を調査し、必要な助言を行っていく。

（統合リスク管理の整備と活用）

大手銀行など既に統合リスク管理が定着してきている金融機関については、計測対象リスクの範囲の拡大やストレスシナリオの適切性等、資本の十分性の検証に関する議論を深めるとともに、資本の効率的な活用に向けて、プライシング、部門・取引採算管理、業績評価等、業務運営に実践的に活用していくための工夫について議論していく。一方、体制整備の途上にある金融機関との間では、管理の考え方と導入・活用に向けた課題や留意点、具体的な手順等について議論を行っていく。

いずれにせよ、統合リスク管理は、金融機関の経営目標や業務・リスク特性に応じて様々に工夫し得るものである。考査においては、経営陣とも十分に意見交換を行い、議論が画一的なものにならないように留意する。

（ALMの体制整備と活用）

データの整備状況をはじめ、収益・リスク分析が適切に行われ、的確な経営判断に寄与する仕組みが構築されているかなど、ALM全般について検証する。

A L Mが相応に機能している金融機関との間では、ストレス時も含めたシナリオ設定等、より実践的な手法について議論を深める。体制構築の途上にある金融機関に対しては、A L Mの重要性に関する経営陣の認識を確認しつつ、データ整備、収益シミュレーションや銀行勘定の金利リスク量計測等の分析手法の向上を促すとともに、経営計画の策定、新商品の投入、金融環境急変時の対応など、重要な経営判断への活用に向けた議論を行う。

（能動的な与信ポートフォリオ管理）

大手銀行でC P Mの本格的な展開に向けた検討が進展していることを踏まえ、貸出債権の経済価値評価の客観性向上や移転価格制度の導入等の与信プロセスの見直し、関連する非公開情報の取り扱いなど、C P Mを活用していく際の課題や問題点について、考査の場においても議論を深めていく。また、制度・慣行の見直しなど必要な環境整備についても、併せて議論していく。

（内部統制の機能度の検証）

リスクをコントロールしつつ経営目的を達成していくためには、内部統制を適切に構築・運用していくことが重要である。考査においては、業務プロセス全般に亘って潜在的なリスクを洗い出して評価する枠組みが整備され、経営陣に必要な情報が適切に報告されているか、認識したリスクに対し規程整備や相互牽制の確立など適切な対応策が策定されているか、自店検査や内部監査などを通じて対応策の実施状況や有効性が点検されているか等について検証する。

（ディスクロージャー面での対応）

バーゼル の実施や昨年来の国際金融市場の混乱の経験を踏まえ、ディスクロージャーの重要性について議論を深めるとともに、必要な対応を促していく。

円滑な決済の確保と業務継続体制の整備

金融機関は、適切な流動性管理と円滑な決済確保に努めることが求められる。考査では、システミック・リスクの顕在化を抑止する観点から、決済システムに内在するリスクの把握に努めるとともに、以下の点を中心に検証する。

（流動性管理の運営状況）

金融機関の流動性リスク管理については、流動性危機時の対応体制を中心に、想定するリスクシナリオやストレス時の対応体制の適切性を含め検証する。また、国・地域を跨ぐ資金繰りの管理体制についても調査する。

（システムリスクの整備状況）

システムリスク管理については、引き続き決済システム全体の安定運行確保の観点から、システムの安定性・信頼性や情報セキュリティ管理体制の整備状況を検証する。具体的には、システムリスクの洗い出しや評価、システムの開発管理や障害対策、アクセス管理やインターネット接続に伴うリスク対策などが適切に行われているか確認する。また、金融機関等が開発・運用を外部に業務委託している場合、その委託先管理の適切性を検証するほか、必要に応じて業務を委託している先についても調査を行う。

（業務継続体制の整備）

業務継続体制の整備については、経営陣が経営上の課題として認識し、主体的に取り組んでいくことが重要である。地震等の自然災害を想定した体制整備が進捗しつつある大手銀行については、計画の実効性確保の観点から、組織全体としての計画の整合性や経営資源の確保等を検証するほか、訓練の実施やその結果を踏まえた計画の見直し等に継続的に取り組んでいるか確認する。また、今後の課題である新型疫病対応についても議論を深め、体制整備を促していく。

一方、地域金融機関については、経営陣の業務継続体制に対する認識や方針を確認した上で、金融機関毎の状況に合わせた体制整備を促していく。

以上のような視点に即して、2008 年度考査における重点項目をリスク・カテゴリー別に敷衍すると、別表のとおりである。

(3) 考査運営面の見直し

オフサイトとの連携強化の下での「リスクベース考査」の導入

近年、日本銀行のオフサイトモニタリングにおいては、リスク評価手法の高度化を進め、市場動向の金融機関経営に与える影響等の分析力も向上しており、金融機関の経営状態をこれまで以上に的確に把握することが可能となっている。

今後の考査運営にあたっては、(1)で述べたとおり、金融機関経営における自己責任原則や市場規律を重視するとともに、高度化の進むオフサイトモニタリングと考査の連携を強化することにより、全体として、金融機関の経営体力やリスク管理状況の把握力を高めていく。

こうした観点から、これまでの考査運営方針、すなわち業態毎に一定の周期目処を設定し、全ての取引先金融機関について定期的に考査を実施するという考え方を見直し、今後は、各金融機関のリスクの状況に応じて機動的・効果的に対応することを重視して、「リスクベース考査」を導入する。

「リスクベース考査」の下では、取引先金融機関を、その保有するリスクが顕在化した場合の金融システムに及ぼす影響度と、経営体力の余裕度やリスクテイクの状況等の経営実態という2つの視点で総合評価し、それを踏まえて、考査の頻度、調査範囲、要員数等にメリハリをつける、という考査運営となる。

具体的には、金融システムに及ぼす影響が大きい大手金融機関等に対しては、経営環境や業務内容の変化の速さ、これに伴うリスク特性の複雑化やリスク管

理手法の高度化等に対応し、オフサイト情報を活用しつつ考査の充実を図っていく。他方、金融システムに及ぼす影響が相対的に小さく、保有するリスク量に対して経営体力に十分な余裕がある、経営の安定した金融機関については、オフサイトモニタリングにおいて経営内容・リスク状況等の把握を行うことを基本とし、そこから得られる情報をもとに、機動的に考査を実施していく。その場合、特に重点的に調査すべきリスク分野等に範囲を限定したターゲット考査を活用する。

上記の考査運営は、特に経営の安定した金融機関の負担軽減に資するものであり、今後も金融機関の負担軽減に配慮し、効率的な考査の実施に努めていく。

日本銀行としては、新たなビジネスモデルの構築やリスク管理体制の充実など金融機関の抱える課題について、金融高度化センターやオフサイト部署との連携を一層強化しつつ、考査の場でも、経営陣との議論を深め、ともに課題実現のための方策を探っていきたいと考えている。

以 上

2008年度考査におけるリスク・カテゴリー毎の重点項目

1. 信用リスク

(個別与信の審査・管理)

与信審査・中間管理や企業再生支援、オフバランス化等、与信管理の基本的枠組みがしっかりと構築され、適切に機能しているかを改めて点検する。

経済環境の変化等が与信先企業の業況に与える影響を的確に把握し、必要に応じて、融資方針や支援方針を機動的に策定・見直す体制が整備されているかについて検証する。

(与信集中リスクの管理)

与信ポートフォリオ管理の観点から、正常先を含め、特定の企業・企業グループや業種に過度の与信集中が生じていないかを的確に把握し、それを踏まえ、予兆管理や与信集中の抑制策などを適切に実施しているか検証する。

特定企業・企業グループや特定業種への与信集中がみられる場合、大口与信先が同時にデフォルトしたり、特定業種への影響の大きいリスクファクターが大幅に変動(例えば不動産関連業種における地価下落)するなどのストレス事象を想定し、収益や経営体力への影響を検証しているか確認する。また、与信先毎の上限管理や小口分散の推進など、与信集中リスク管理の具体的な取組状況を調査する。

社債やクレジット・デリバティブなど多様な形態で与信を行っている債務者・案件に対しては、与信を集計し、全体としてエクスポージャーを管理しているか確認する。

(与信形態に応じたリスク管理)

不動産ファイナンスや内外のM&Aファイナンスなど案件のキャッシュフローに着目した与信については、そのリスク特性を十分に踏まえたリスク管理体制が適切に整備・運用されているか検証する。

不動産ファイナンスにおいては、キャッシュフロー見通しが合理的な根拠に基づいているか、キャップレート等の設定に際して当該物件の立地条件や質を十分考慮しているか、対象物件の瑕疵を十分に調査しているか、ストラクチャー上のリスクを検討しているか確認する。

M&Aファイナンスについては、買収対象事業の将来キャッシュフ

ローをストレスケースも含め適切に分析しているか、スキームの妥当性の検討が適切に行われているか、リファイナンス時においても、必要に応じてM & Aファイナンスの性格を加味した審査が行われているかなどを確認する。

メザニンやエクイティなど劣後性を有する与信形態が取られている場合には、その特性を十分に踏まえた適切なリスクの評価・管理が行われているか検証する。

信用補完の提供にあたっては、補完が実行された際のリスクを適切に把握しているか、与信先や対象資産毎のエクスポージャーを把握・管理しているかを検証する。

(小口債権のプール管理)

住宅ローン、中小企業向け無担保ビジネスローンなど、プール単位で管理が行われる小口与信については、顧客属性等関連データの整備状況やポートフォリオ・モニタリングの実施状況、リスク勘案後の採算性等について検証し、それらが審査基準等の見直しに活用されているか確認する。また、審査やリスク管理にスコアリング・モデルを用いている場合には、モデルの精度検証や見直しの実施状況等について確認する。

(内部格付制度・リスク量計測)

内部格付制度については、その基礎となるデータの蓄積状況や検証体制を確認するほか、過去のデフォルト実績等も踏まえてその精度を検証する。

内部格付制度が未整備または導入後間もない金融機関においては、その実情に応じて、データの蓄積や検証などの体制整備、内部格付の活用方法等に関し助言を行う。

内部格付制度が整備されている金融機関においては、与信ポートフォリオの期待損失(EL)・非期待損失(UL)の計測の適切性について検証する。また、リスク量計測やシナリオ分析を通じて、与信集中リスクや景気循環の影響等を評価し、与信ポートフォリオ全体における信用リスクを適切に管理しているか検証するとともに、リスク勘案後の収益性についても議論する。

計測の前提となる各種リスク要素(PD、LGD、EAD等)については、債務者のデフォルト実績、担保処分実績等のLGD関連データ、債務者の名寄せなどグループ管理の状況等を踏まえ、その妥当性を検証する。

(能動的な与信ポートフォリオ管理)

金融機関の状況に応じて、CPMの考え方について認識の共有を図るとともに、貸出債権の経済価値評価の客観性向上や移転価格制度の導入等の与信プロセスの見直し、貸出等の市場取引の活発化に伴って重要性を増す非公開情報の公正な取り扱いなど、CPMを本格的に活用していく際の課題や問題点について議論を深めていく。また、必要な制度・慣行の見直し、市場整備等の定着に向けて議論する。

2. 市場リスク

(市場リスク管理の基本的枠組み)

金利・市場価格の変動可能性を踏まえた対応の重要性が十分に認識され、適切なリスク管理体制が構築・運用されているか、検証する。

部署間の相互牽制体制が確保されているか、リスク量や損失に関する限度額管理制度等が整備され、モニタリングが適切に行われているか、限度額等への抵触時に対応策の協議が経営陣も交えて適切に行われているかなどについて検証する。

満期保有の有価証券についても、将来の期間収益に与える影響など、リスクが的確に認識され、リスクが顕在化した場合に適切な対応を取り得る体制が整備されているか確認する。

(ALM)

データの整備状況をはじめ、収益・リスク分析が適切に行われているか、こうした分析が必要に応じて機動的に実施され、経営判断の的確性を高めていく仕組みが構築されているかなど、ALM全般について検証する。

ALMが既に有効に機能している金融機関とは、ストレス時も含めた先行きのシナリオの設定の仕方や住宅ローンの期限前返済リスクの勘案方法等、より実践的な手法について議論を深める。

ALM体制の構築途上にある金融機関に対しては、ALMの重要性に関する経営陣の認識を確認しつつ、基礎的なデータ整備に加え、収益シミュレーションや銀行勘定の金利リスク量計測等の分析手法の向上を促すとともに、経営計画の策定や見直し、金融環境の急変時の対応、新商品の投入や新規の投資等の重要な経営判断に活用することに向けた議論を行う。

(オルタナティブ投資)

証券化商品などの市場性クレジット投資、ファンド投資、仕組商品など、内外のオルタナティブ投資については、経営陣を含めてリスク特性を十分理解し、経営体力や収益力対比過大な投資でないことを確認した上で、投資判断がなされているか、また、購入後の管理体制が適切に整備・運用されているか検証する。

投資対象商品のスキームに関するリスクを検証しているか、様々な市場の変化に対する価値の変動可能性と収益・自己資本への影響が十分認識されているか、外部格付の利用の仕方が適切であるか確認する。また、評価損拡大時の対応方針・ルールが策定されているか、市場の流動性や換金までの期間など売却・解約に伴うリスクを十分認識し、適切な対応をとっているか確認する。

証券化商品への投資においては、購入時に信用補完の十分性などストラクチャーや原資産ポートフォリオを適切に評価しているか、価格変動リスクや市場流動性リスクを十分認識し管理しているか、原資産や商品の価格動向を適切にモニタリングしているか確認する。

ファンド投資においては、外部委託形態での投資である点を十分認識し、ファンド・マネージャーの運用実績や運用方針の遵守状況の確認など定性的側面も踏まえたリスク管理を行っているか確認する。

(株式投資)

株式投資については、純投資・政策投資などの保有目的に応じ、売却に要する期間等の実態を十分に踏まえ、価格変動リスクの計測・管理が適切に行われているか検証する。また、政策投資株式の採算性評価について議論を深める。

(証券化商品の組成)

証券化商品の組成を行っている金融機関においては、証券化商品やその裏付資産が価格変動リスクや市場流動性リスクに晒されていることを十分に認識した上で、ストレステストの実施を含めリスク量の的確な把握・管理に努めているか、時価や市場動向を適切にモニタリングし、必要な場合に機動的に対応する体制が整えられているかなど、リスク管理を適切に行っているか調査する。また、リーガル・リスクなどスキームに内在するリスクが洗い出され、適切に管理されているか確認する。

3．決済・流動性リスク

システミック・リスクの顕在化を抑止する観点から、金融市場の環境変化を踏まえ、決済や流動性の面のリスク認識、リスク管理体制の整備・運用状況を引き続き検証する。

円貨・外貨両面で決済・流動性管理体制を検証する。特に、国を跨いだ資金繰り管理体制について確認する。また、流動性逼迫時の緊急対応について、計画内容や訓練の状況を踏まえその実効性を確認する。

コミットメントラインの提供やABCプログラムなどへの流動性補完を行っている場合、流動性が引き出された場合を想定した資金繰り管理体制の整備、事務処理体制の確認が行われているか確認する。

4．業務リスク

(業務リスク管理の基本的枠組み)

事務リスクおよびコンピュータ・システムリスクについて、事務・システムの処理プロセスに潜在する主要なリスクを洗い出す体制が構築されているか、そのうえでリスクに対して適切な管理の枠組みが整備されているか、枠組みと実際の運用に大きな乖離はないか検証する。

特に、新規業務に参入する場合や事務プロセスを見直す場合において、それらに伴うリスクを洗い出し、適切な対応を行っているかに着目して検証する。

(コンピュータ・システムリスク)

決済システム全体の安定運行を確保する観点から、日銀ネットに接続されているシステムをはじめ決済関連のコンピュータ・システムを中心に、適切に開発・運用が行われているか、それを担保するリスク管理の枠組みが確立され有効に機能しているか検証する。また、オープン系システムの導入やネットワーク化が進展する中で、情報セキュリティ面を含め、新技術に対応したリスクへの対策やシステム開発・運行が適切に行われているか確認する。

金融機関のシステム統合や複数の金融機関によるシステム共同化プロジェクトについては、適切なプロジェクト管理が行われているか検証する。

重要なコンピュータ・システムの開発・運用に委託先（共同センターを含む）を活用している場合には、その委託先管理の適切性を検証するほか、必要に応じて業務を委託している先について調査する。

（業務継続体制）

金融システム全体として業務継続面の対応力を強化する観点から、金融機関が自らの業務中断が金融システムに与える影響も踏まえ、必要な業務継続体制を構築しているか検証する。

業務継続計画については、業務中断に繋がり得るリスク要因の洗い出し、重要業務の選定および復旧目標時間の設定、内外関係先との連携体制の整備等について確認し、計画全体としての実効性を検証する。また、要員など経営資源の確保、訓練の実施やその結果を踏まえた計画の見直し等に、継続的に取り組んでいるか確認する。

業務継続体制の整備が進み、かつ決済システムに重大な影響を及ぼす金融機関については、さらなるインフラ充実の余地についても議論する。また、テロや新型疫病等を想定した業務継続計画の策定についても議論を深める。

地域金融機関など、現在、業務継続体制を構築中の金融機関については、整備計画の策定・進捗状況を確認し、各金融機関の状況に合わせた体制整備を促す。

（コンプライアンス）

法令遵守について、必要な組織体制や規程、モニタリング体制等が整備され、適切に運用されているか調査する。特に、投資銀行業務等の新規事業に取り組む場合、利益相反等について必要な対応が取られているか確認する。

このほか、投資信託や保険の窓口販売にあたって、法令遵守のための必要な体制が構築されているか確認する。

（リスク計量化）

リスクの計量化に取り組んでいる金融機関については、関連データ整備やリスク計測手法、リスク管理への活用等、リスク管理の高度化に向けた議論を深める。

5 . 経営管理・リスク管理全般

(経営体力、収益管理)

収益構造や経営戦略・施策を踏まえた上で、景気や金利など将来の経済金融環境の変動可能性が、収益や経営体力にどのような影響を及ぼすか検証しているか、また、検証結果を戦略の変更や必要なリスク管理体制の整備など経営の意思決定に反映させているか確認する。

例えば、住宅ローン取り込みのために優遇金利の適用や長期固定金利型の販売促進を行う場合、それに伴う資産・負債構造の変化、金利変動時の収益への影響、経費や信用コストを含めた採算性などを検証し、施策の妥当性を確認しているか調査する。

(統合リスク管理)

既に統合リスク管理が定着している金融機関においては、経営陣の統合リスク管理の整備・活用方針を踏まえた上で、ストレスシナリオの適切性等、リスク量計測や資本の充分性の検証に関する議論を深めるほか、統合リスク管理を、プライシング、部門別・取引先別等の採算管理、業績評価等、業務運営面で実践的に活用するための工夫についても議論をしていく。

統合リスク管理体制が整備途上にある金融機関に対しては、管理の考え方と導入・活用に向けた課題や留意点、体制整備に向けた手順等について、経営陣を含めて議論を行う。

(内部統制)

内部統制の枠組みが確立され、有効に機能しているか検証する。

例えばC S Aなど、業務プロセス全般に亘って潜在的なリスクを洗い出して評価する枠組みが整備され、経営陣には必要な情報が報告されているか、認識したリスクに対し規程整備や相互牽制の確立など適切な対応策が策定されているか、自店検査や内部監査などを通じてその実施状況や有効性が点検されているか、といった点について検証する。

(ディスクロージャー)

市場からの信認を高めていくという観点から、経営情報の開示のあり方について議論を深め、必要な情報開示を促していく。

(参 考)

日本銀行では、金融機関のリスク管理等に資するため、日本銀行ホームページにおいて各種の調査論文を公表している(<http://www.boj.or.jp/theme/finsys/risk/index.htm>)

2007年以降の調査論文のタイトル一覧

- ・「金融機関における新型インフルエンザ対策の整備について 内外金融機関の取組事例の紹介」(2008年3月)
- ・「証券化商品へ投資する場合のリスク管理について」(2008年2月)
- ・「地域金融機関におけるシステム・プロジェクト管理の現状について(地域金融機関147行庫へのアンケート調査結果)」(2007年9月)
- ・「オペレーショナルリスク関連データに関する調査結果」(2007年8月)
- ・「ヘッジファンドに投資する場合のリスク管理について」(2007年7月)
- ・「わが国金融機関の内部監査の現状について(金融機関46先を対象としたアンケート調査結果)」(2007年6月)
- ・「損失額分布やパラメータ推定手法の選択がオペレーショナルリスク計量結果に与える影響について ~ サンプルデータを用いた分析 ~ 」(2007年6月)
- ・「わが国の金融機関における与信ポートフォリオ・マネジメントの現状と課題(与信ポートフォリオ・マネジメントに関する勉強会報告書)」(2007年4月)
- ・「業務継続体制の整備状況に関するアンケート(2006年12月)調査結果」(2007年3月)
- ・「住宅ローンのリスク管理 金融機関におけるリスク管理手法の現状」(2007年3月)
- ・「事例からみたコンピュータ・システム・リスク管理の具体策」(2007年3月)